

## 江戸時代の民衆教化—『官刻孝義録』による孝行の状況分析—

鈴木 理 恵

### The analysis of *Kō* (filial piety) in the Edo period: through *Kankoku-Kōgiroku*

Rie SUZUKI

はじめに

『官刻孝義録』(以下『孝義録』とする)は、寛政元年(1789)に老中松平定信が善行者として表彰された事例の書上提出を全国に求め、儒官らが編集して享和元年(1801)に刊行された善行集録で、江戸期に数多く出された類書<sup>(1)</sup>の中でも代表的なものである。道德史のみならず、風俗・教育史などの研究に活用が期待できる史料でありながら、50巻から成る大部な書冊であるため利用しにくかったが、近年菅野則子氏の校訂によって翻刻され、研究の便が図られた<sup>(2)</sup>。本研究もその恩恵にあずかるものである。

『孝義録』刊行の目的については従来次のように言われている。

山下武氏・・・幕府が「孝義録」を編集・刊行した目的は、「見る人興起するの心あらば風化の一助ともなりなん」ということにあった。いいかえれば、幕府は、この書をもって道義の向上、思想の善導を意図していたのである<sup>(3)</sup>。

菅野則子氏・・・ごく一般の民衆の誰でもが、それなりの努力をすれば表彰されうる、だから、ここに掲げられている諸事例を見ならい、各自の日常生活の模範とするようにと全国規模で呼びかけたのである<sup>(4)</sup>。

これらの見解に従えば、『孝義録』は、一般の人びとがそこに収録された善行事例を読み、善行者を模範とすることにより、道義が向上することを期待して編集・刊行されたものであったということになる。

ところで、同書を読んでいると、表彰された人びとには、貧困や病気・障害などさまざまなハンディを抱えながら、苦境のなかで徳行をなした話が多いことに気づく。これについては次のように指摘されている。

「雅俗随筆」上巻(『孝義録』のみならず孝子褒賞一般に関する記述)・・・男よりは女に多く、強壯なる者よりは幼弱なる者に多く、富貴なる者よりは貧賤なる者に多く、又、学者より文盲なる者に多く、且は幸福ある者より薄命の者に多し、此は、行ひがたき身にて行ふを以て、一際人の目にもとゞまり、神感の異事なども有る故なり<sup>(5)</sup>

池上彰彦氏・・・『孝義録』所載の表彰者の行動そのものが、当時の人々の行動の最大公約数であるとはけっしていえない。むしろ例外に属する行動であったが故に、表彰の対象となったと考えられる。そして奇特者の大部分は別として、全体の七〇%をこえる孝子・節婦・忠僕については、貧窮の中で孝行・貞節・忠義に努めた場合、それがきわだって、とくに「見る人」の心を「興起する」ものとして取上げられたであろうことは容易に想像される<sup>(6)</sup>。

山下武氏・・・若年の折から生活上のあらゆる面で最低の条件、たとえば貧困や病苦などと戦いながら、ひたすら孝養を続けてきたというような行状が認められての結果<sup>7)</sup>

本稿は、善行者の状況に関して上のように言われてきたことについて、定量的に明らかにすることを目的とする。『孝義録』に名前が立てられ伝文（評伝）が載せられた孝行者579名を対象として、孝行者や被孝行者の状況がどのように書かれているかを分析し、伝文に載せられた人びとの生活や善行が当時の社会においてどのように位置づけられるのか考えることにする。すでに『孝義録』を使った研究は上述の諸氏のほか、柳谷慶子氏によって出羽・陸奥二国の善行者264件に関する定量的分析が老親介護の視点からおこなわれている<sup>8)</sup>。これらの先行研究に拠りながら論を進めていきたい。

## 1 孝行伝

『孝義録』には、善行（孝行・忠義・忠孝・貞節・兄弟睦・家内睦・一族睦・風俗宜・潔白・奇特・農業出精）者について、国別に名簿と伝文（評伝）が収められている。名簿の部分は善行者8579名<sup>9)</sup>の表彰徳目・支配関係・住所・身分・氏名・表彰時年齢・表彰年を列挙している。伝文は759文(906名)に及び、一事例につき300字から2200字程度にかけて、善行者の状況(家の経済状態・家族構成・職業など)、善行の具体的内容、表彰の経緯や褒美、表彰後の善行者のようすなどを記述している。孝行者は全善行者の約64%にあたる5516名<sup>10)</sup>で、そのうち「殊に勝れたる者」(孝義録凡例第一条)579名については伝文(以下「孝行伝」とする)が立てられて499文に収められているが、その基準は不明である。

孝行伝は単独のものが最も多い(436名)が、夫婦や兄弟姉妹などが協力した場合は2～5名でひとつの孝行伝に収められている。その内訳と数は、2名—52組、3名—6組、4名—4組、5名—1組である。同じ孝行伝に名前が列挙されていれば、ほとんどの場合には同一対象者に対する協力関係がみられるが、なかには次のような例外もある。

安芸国豊田郡戸野村の百姓倅権助は、農業に出ていた両親と姉が猪に襲われたのを見て、鎌を持ち出して猪に切り込んだ。深手を負った猪は別の場所で農事をしていた百姓を襲ったが、その子仁三郎が猪の前足を切り払って父を助けた。

この話に登場する仁三郎と権助はたまたま同じ猪に襲われた親を助けた縁で同じ伝文に載せられているが、孝行の対象者は異なるし、意図的に協力したわけではない。本稿では孝行伝の記載形式に関係なく、同一対象者に対する孝行者人数を扱うこととする。また、孝行の協力者には、孝行伝に収められている場合と、共に孝行しながら名簿や孝行伝に名前が立てられていない、あるいは表彰さえ受けていない場合がある。前者を表面的協力者と、後者を实际的協力者と呼ぶこととする。表面的協力者の内訳は以下のとおりである。

- 1名（表面的協力者なし）—446名
- 2名—52組（夫婦24、兄弟18、姉妹4、兄妹4）
- 3名—4組（父親と息子夫婦、夫婦と夫の弟、両親と娘、兄弟と母親）
- 4名—3組（姉妹弟、両親と息子、兄弟）
- 5名—1組（兄弟姉妹）

孝行伝には親のほかに祖父母・兄弟・叔父などを養育した事例が現れるが、本稿では孝行の対象を親と祖父母に限定した。親には実・義・養・継の別がある。孝行者を対象者別に分けると（詳細な内訳と数は表5を参照）、実父母に対する孝行者は405名、義父母—

73名、養父母—29名、継父母—10名、上記以外の組み合わせによる親2人<sup>(11)</sup>—19名、親3人以上<sup>(12)</sup>—12名、親と祖父母—25名、祖父母のみ—6名である。

孝行者の性別は、男性が422名で約73%を占め、女性が157名である。579名を、表彰年・居住国・身分別にみたのが、表1と表2である。表彰年の傾向については、伝文759全体に関する菅野氏の次のような指摘にほぼ呼応している。慶長7年(1602)に表彰された事例を最古のものとしてそれ以後80年間の記録は少ないが、幕府によって積極的な賞罰厳命策がとられるようになる天和年間以降には連年事例が見られるようになり、時代が下るにつれて増加する<sup>(13)</sup>。

孝行伝の場合には最古の事例は正保3年(1646)で最新は寛政9年(1797)のものであるから、150年間の開きがある。17世紀中には少ないが、天和年間以降になると事例が多くなる。享保7年(1722)以降は毎年事例が確認されるようになり、579名の7割が18世紀後半期に偏在し、約23%が寛政のわずか9年間に集中している。

『孝義録』にはもともと飛騨国を除いた全国の事例が収録されているが、遠江・佐渡・隠岐・周防・淡路・豊前・壱岐・対馬の諸国について孝行伝が欠けている。表2でみるように陸奥国だけで161名(28%)を占め、武蔵・越後・肥後国などに偏りが見られる。

身分については善行者名簿の記載によって分類した結果、町人24.7%、百姓61.5%、村役人層5.7%、医者1.4%、盲人2.6%、その他4.1%となった。「その他」とは社家・陰陽師・猟師・船乗・水夫・足軽・浪人・横目役などを含む。

表1 表彰年別にみた孝行者数

年代	性別		身分別						計
	男	女	町人	百姓	村役人層	医者	盲人	その他・不明	
正保(1644-)	1				1				1
慶安(1648-)									
承応(1652-)	2	1		3					3
明暦(1655-)	4	1	2	1	1		1		5
万治(1658-)									
寛文(1661-)	3		1	2					3
延宝(1673-)	1			1					1
天和(1681-)	5			5					5
貞享(1684-)	5	3	1	5	2				8
元禄(1688-)	13	1	2	9	1		1	1	14
宝永(1704-)	9	1	2	5	1		2		10
正徳(1711-)		1		1					1
享保(1716-)	35	7	13	23	2	2		2	42
元文(1736-)	17	7	9	12	1		1	1	24
寛保(1741-)	3	4	1	6					7
延享(1744-)	18	7	9	9	2	1	1	3	25
寛延(1748-)	7	4	2	6	2		1		11
宝暦(1751-)	51	22	19	48	1		2	3	73
明和(1764-)	30	18	7	33	3	2		3	48
安永(1772-)	41	21	17	35	7		1	2	62
天明(1781-)	73	20	23	59	3		3	5	93
寛政(1789-)	95	37	35	85	4	3	2	3	132
不明	9	2		8	2			1	11
計	422	157	143	356	33	8	15	24	579

註：「不明」には表彰年不明者のほか、死去のために表彰にあずからなかった者も含む。

表2 国別にみた孝行者数

	町人		百姓		村役人層		医者	盲人		その他・不明		合計
	男	女	男	女	男	女		男	女	男	女	
山城	1											1
大和			1	2		1						4
河内			2	1								3
和泉	1		1	3								5
摂津	2	4	1	1								8
伊賀			1									1
伊勢	2		3	5								10
尾張			3	1						1		5
三河			2	1								3
駿河	1		4	1					1			7
甲斐			2	1								3
伊豆			1									1
相模			3									3
武蔵	14	1	8	1			1		1	1		27
上総			2	1								3
下総			1									1
常陸		1	6	5								12
近江	1		6	1								8
美濃	2		4	3								9
信濃			9	6								15
上野	1	1	1	1								4
下野			6	3			1					10
陸奥	42	11	59	21	15	2	2	6		2	1	161
出羽	2	5	10	1								18
若狭			2	2	1							5
越前	3		2	1								6
加賀	1		1									2
能登			1									1
越中			1	1								2
越後	2	3	13	6	3	2		2		2		33
丹波			1									1
丹後			2	1								3
但馬			1									1
因幡			2									2
伯耆	1		1									2
出雲			2	1								3
石見			3									3
播磨	1	1	3	4								9
美作	2	1	5	1		1		1				11
備前	3	2	6	1	1							13
備中			6	2	1							9
備後			7	7								14
安芸	5	2	8	2				1		2		20
長門	1											1
紀伊			2					1				3
阿波			3				2			1		6
讃岐			6	1				1				8
伊予	3	1	10	2		2				1		19
土佐			1									1
筑前	4	2	4	1				1		2	1	15
筑後	1		1									2
豊後	2	2	4	3						1		12
肥前			1	1								2
肥後	6	1	14	5	2	1	2			5	2	38
日向					1					1		2
大隅			3								1	4
薩摩	1		3									4
小計	105	38	254	102	24	9	8	13	2	18	6	579
合計	143		356		33		8	15		24		

孝行期間は、先述した猪から親を守ったというような突発的な場合から、数年間、数十年間、なかには半世紀にも及ぶ行為が認められたものまで長短さまざまである。ほとんどの孝行伝では孝行期間についての具体的記述に欠けるので、本稿ではこれを扱わない。

孝行の内容に関しては別稿で詳しく扱う予定なので、ここでは本稿を進めていく上で必要な部分のみ示しておきたい。孝行伝に記されている孝行の内容には共通するものが多く、パターン化が可能である。すでに菅野則子氏により分類観点が示されているので<sup>(14)</sup>それを基にしながら、次のようにaからhの8項目にパターン化した。なお、hは親孝行と関係ないが、顕彰されるべき行為として孝行伝に記載されていることから、項目に加えた。

- a 先祖供養・親の弔い・形見尊重・・・死後に葬儀を営む。形見を大切に守る。
- b 生計維持・家の存続・・・農事に励み、あるいは奉公に出るなどして生計の手立てを得る。家族のために糧を得る。
- c 親の養育・・・衣食住の日常生活に関わる世話。看病、介護。精神的なケア。
- d 親への服従・家族道德の励行・・・言いつけに背かない、礼を尽くす。家族の和睦。
- e 親を最優先・・・孝行のために結婚しない、離縁する。配偶者・子に犠牲を強いる。孝行を妨げる公務を勤めない。
- f 親に苦勞を見せない・・・家の貧しさや孝行者の苦勞・悲嘆を知らせないように努める。
- g 非常時の救済・親族の養育・・・犯罪・事故・火事・雷・水害などの災難時の付き添いや救出。親族(兄弟・叔父など)の世話。
- h 公儀の遵守・奇行な行い・・・年貢皆済。貧しい人びとへの施しなど。

孝行者の善行についてはaからhのいずれかひとつに限られる場合もあるが、大部分の場合には複数の組み合わせで記述されている。項目の組み合わせ数は多い場合で7項目に及ぶ。それぞれの項目に該当する孝行者が579名中に占める割合を図示したのが図1である。最も割合が高いのがcで9割をこえている。後述するように、被孝行者には病気や障害を有する割合が高かったため、日常の世話や看病・介護が多くなるのは当然だろう。次

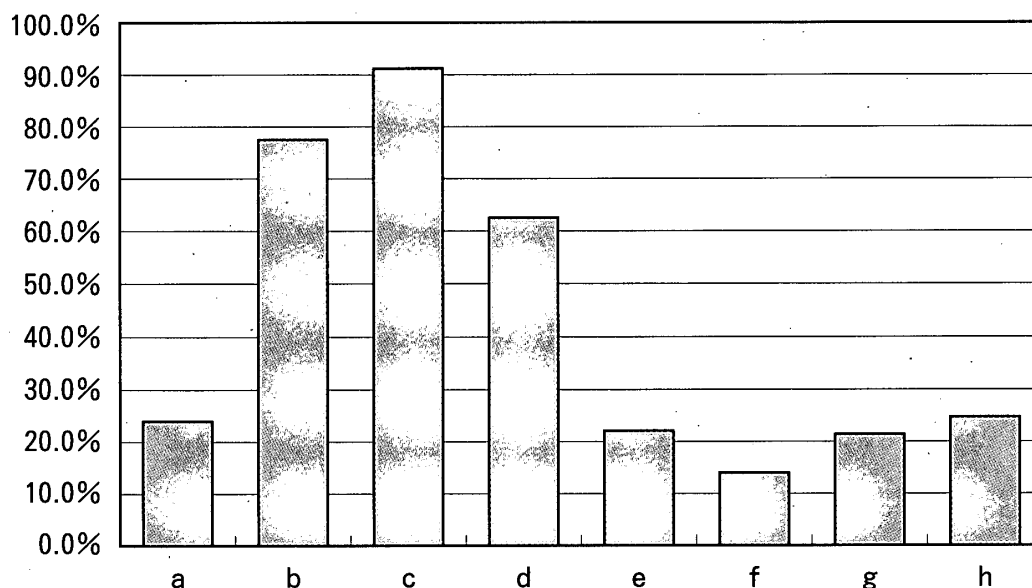


図1 孝行の内容別の割合

いでbの77.5%、d62.5%と続く。bcはいずれも孝行者の行為であるので第三者からみてわかりやすいが、dは孝行者の精神面であるので確かめようがないということがいえる。しかし、実際6割以上の孝行者についてこの記述が見られるというのはなぜだろうか。

播磨国町人兵吉(31歳)は13年前に母を亡くし、盲目の父に仕えていた。父親は時として得がたい食物を好んだがいささかも心に違わず何とかして手に入れて進めた。父は雷を嫌ったので、雷鳴時には人の多い家に連れて行っていたわった。人の田を下作しながらやっと世渡りをする貧しさだったが、盲目の父親が他人の履物と間違ふことのないように裏付雪駄を履かせた。温飩を好む父親が食べたいと言えはすぐに調理して進めた。耕作のことまで父親に尋ねてその旨に背かなかった。父親から呼ばればどんな用事もなげうって承った。

得がたい食物を入手する、何事も父親の意向を尋ねる、呼ばれば何をおいても応じる、といった行為を記述することにより、それらの行為に象徴される孝行者の服従の気持ちを傍線部のように記す方法をとっている。「いさゝかも心にさからはす」「いふむねに背かす」といった表現により親への服従が強調されることとなる。

子が親の身の回りの世話をしているだけで孝行といえるだろうか。子は嫌々ながらやっているのかもしれない。表面的な行為だけで判断されるならば、孝行をしている振りをすればいいということにもなりかねない。そこでdの服従や家族道徳を強調することで、行為に精神が伴っていないことを示そうとしたのではないだろうか。孝行伝に「心を尽くす」「懇ろに仕える」という表現が頻出するのも、孝行者の性格を「篤実」24名・「正直」12名・「まめやか」11名・「実義」10名・「律儀」8名・「貞実」6名などと記しているのも、見せかけだけでなく心がこもっていたことを強調するためであろう。

## 2 孝行者の状況

孝行者579名がどのような状況のもとで善行をなしたのかについて、家の経済状況、健康状態、被孝行者との居住形態、年齢、孝行協力者の有無、配偶者の有無の視点からみることにする。

家の経済状況に関しては、貧・普通・豊・不明・変化の5つに分類した。

貧・・・孝行伝に「家貧し」といったように孝行者が貧窮状態にあったことを示す語句が見られる場合。貧しさの中にも、「家極めて貧き」、「貧きに貧きをかさねて飢渴にせまり」(伯耆国町人彦七)、「乞食にもひとしきくらし」(安芸国浮過百姓妹すへ)などといった極貧状態から、さほどひどくない状態まで段階があるが、厳密には分けられないので一括して「貧」とした。

普通・・・孝行伝に経済的状況に関する記載が見られず、記述内容から貧窮あるいは富裕な状態にあったことが伺われない場合。

豊・・・孝行伝に「もとより家も富さかえて下部など数多めしつかひ」(陸奥国百姓甚内)「いとなみも安かりけれハ」(陸奥国医者齊藤玄智)などといったように、孝行者が経済的に富裕な状態にあったことを示す語句や表現が見られる場合、あるいは召使いを抱えていることが明らかな場合。

不明・・・孝行伝が短く、家の経済的状況を判断できない場合

変化・・・孝行中に経済状況が変化した場合。

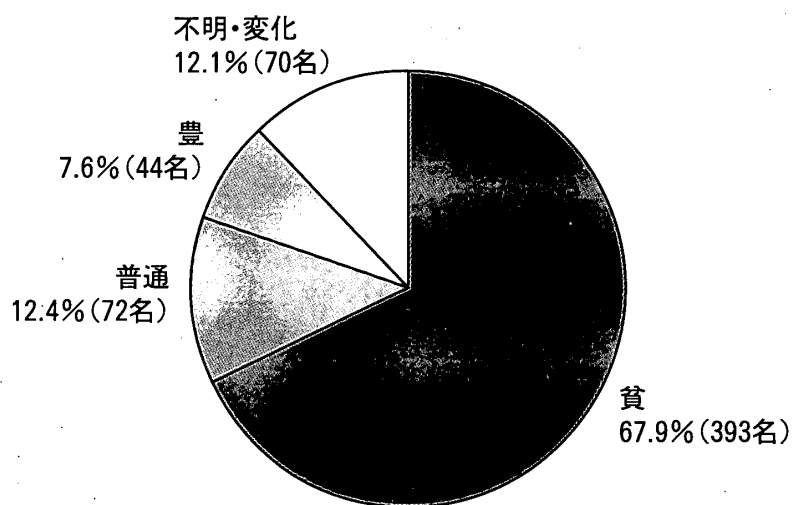


図2 孝行者の家の経済状況

図2に見るように、393名67.9%が「貧」に分類される。「普通」が12.4%、「不明・変化」が12.1%、「豊」が7.6%となる。表3で見ると「貧」に分類されていても、無田から10石以上の持高を有する者までさまざまである。たとえ持高が多くとも、次の事例のよう

表3 孝行者の持高・持家状況

		身分						計
		町人	百姓	村役	医者	盲人	その他不明	
貧	無田・無高・水呑	2	55					57
	1斗未満		5					5
	～1石未満		17		1	1		19
	～2石未満		14			1	1	16
	～4石未満		14				2	16
	～6石未満		7					7
	～8石未満		8					8
	～10石未満		6					6
	10～25石		12	1			1	14
	借家	23	3		1	3	1	31
持高・持家不明	66	124	4	2	6	12	214	
計	91	265	5	4	11	17	393	
普	無田・水呑		3					3
	3～5石		2					2
	～10石未満		7					7
	10～46石		8					8
	借家	6						6
	持高・持家不明	11	31	2		1	1	46
計	17	51	2		1	1	72	
豊	30石未満		2					2
	40～68石		3	5				8
	借家	2						2
	持高・持家不明	11	3	16	2			32
計	13	8	21	2			44	
不明変化	無田		5					5
	1斗未満		1					1
	～10石未満		5					5
	10石					1		1
	借家	3						3
	持高・持家不明	19	21	5	2	2	6	55
計	22	32	5	2	3	6	70	

に不幸が重なった場合には貧しい生活を強いられた。

陸奥国百姓後家かん(44歳)は、25石余の田を舅・姑・夫・娘2人とともに6人で耕していたが、次第に貧しくなり、娘1人を奉公させた。義父母も高齢のうえ病気にかかって農事も心のままにならなかった。持高のうち散田以外の田をかんと夫で耕していたが、夫は病死してしまった。夫の死後は貧しいなかを幼い娘を抱えながら、田畑の仕事から舅姑の介抱までかん1人の力でおこなった。

貧困の孝行者たちは、食物をもらっても自分は食べないで親に食べさせ、親の好物はたとえ高価でも入手してすすめ、自分は粗末な身なりでも親には衣類を着せて暖かくするなど、自分や妻子を犠牲にしてまで親の衣食に配慮したことが称揚される。

家の経済状況を性別にみると、女性孝行者中に貧困者(116名)の占める割合は約74%で、男性貧困者(277名)の約66%より高く、富裕者の占める割合は逆に男性が高い。女性孝行者の方が男性に比べて貧しい傾向があるといえる。身分別にみれば、町人では貧63.6%、普通11.9%、豊9.1%、不明・変化15.2%で、図2の平均的な比率に近いが、百姓や盲人に貧困者の比率が7割をこえて高く、村役人層や医者では富裕者が多い傾向にある。

富裕な孝行者は、「もとより家も富さかえて下部など数多めしつかひしか、母にすゝむる飲食ハ朝夕手つから調し、病ある時は心を尽して看病しけり」(陸奥国百姓甚内)というように召使いがおりながらも食事などの世話を自らしたことが称えられる。また、貧者への施しなど奇行を行なったことが記される例が多い。「奇特者」でもよいのだが、「孝ハ人の重しとする所なれば、他の善行多しといへとも孝行をもて題す」(孝義録凡例第2条)という孝行優先の原則によって「孝行者」に入れられているのである。

孝行者の身体状態をみると、盲目16名、啞者1名、聾啞者2名、病氣6名、虚弱2名、手足不自由4名となっている。障害を抱えている孝行者に関しては、「不自由の身」(陸奥国百姓倅半平44歳)、「人なミならぬ身」(紀伊国百姓半六)、「不具の身」(下野国百姓清六37歳・越後国座頭治之一など)が強調され、「すへて目しるにあるましき業までいたらぬ事なくいさゝかにても母の力を助け」(陸奥国座頭重都)といったように障害を抱えながらも孝行したことが称えられる。

先述したように養父母・継父母への孝行者はそれぞれ29名と10名である。これら養子・継子の場合には、実子に比べて親や家への思いが強調される。

肥後国甚蔵は極貧のなか人に仕えて養母をやしなっていたが、養母は甚蔵を怒り罵り打ちたくばかりか妹に婿をとらせ家を継がせようとした。周りの者は甚蔵に家を出て里に帰るように勧めるが「一たび此家に来りて親とたのめるものをミすてゝ帰るの理あらんや」と聞き入れずに養母に仕えたので人びとはその志に感心した。

上野国百姓娘ちよ(14歳)も養父死去後に伯母(養父亡兄の妻)から親里に帰るように勧められるが、「此家つかんとて参りたれはいかなる艱難をなせはとてかへらんことおもひもよらねはせんなき心遣ひなし給ひそ」と答えたため人びとから称賛されている。「まことに(のカ)父子の間よりもむつまじかりしとそ」といわれるほど養父と仲の良い和泉国勘六が「世中に親ほど大切なる物ハなきそかし」と周りの者に諭せば、それは養子の言葉だけにより重く響いた。

被孝行者との居住形態をみると、同居が8割をこえ(471名)、別屋・別居・一時別居が約8%(45名)、奉公・一時奉公のための別居が約8%(48名)である。残りの15名は居住形



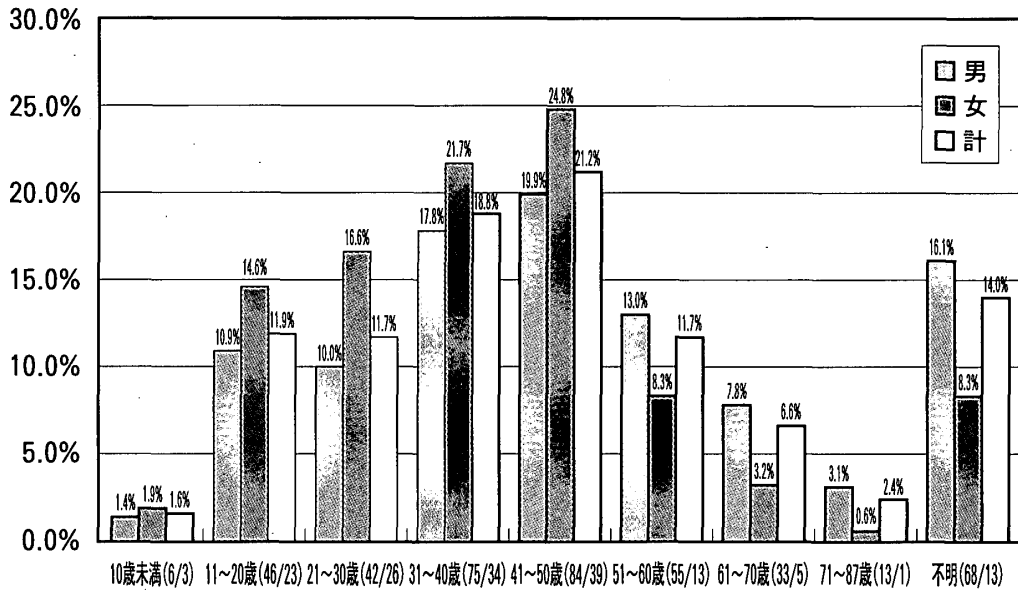


図3 年齢層別にみた孝行者の人数と割合

註：( ) 内の数字は、前が男性数、後が女性数を示す。

態が対象者により異なる者(たとえば父親とは別居で母親とは同居といった事例)や不明の者である。人に仕えていても毎日通える距離に住んでいて被孝行者と衣食住を共にした場合には「同居」に入れ、長年にわたる奉公先での住み込みを「奉公」とした。孝行期間中のすべてもしくは一時的にせよ奉公に出ながら孝行した者は、次の例のように、奉公先から家まで通わなければならなかった。

伊勢国百姓娘ぬひ(36歳)は12歳のころから奉公に出て、米や衣類を貧しい養父母のもとに送り続けた。養父の死後は、病気の養母を介抱するために毎夜奉公先から家に帰り、翌朝には食事の用意をしたうえで養母のことを近所の人に頼み置き主人のもとに戻るということを55日間にわたって続けた。

表彰年齢をみたのが図3である。男女の別なく、30代から40代にかけての層が多くなっており、全体の4割を占める。男女別にみれば、女性では10代から50歳までの年齢層で男性より割合が多くなっているが、51歳以上の老年層では女性の割合が少なくなっている。最年少者は男女ともに7歳である。最高齢者は、男性で87歳、女性で71歳である。

尾張国百姓後家倅安次郎(8歳)は早くに父を亡くし、母と3歳の妹の3人暮らしだった。母が病気で伏してからは飢渴に及ぼんとしたが、袖乞して食事をととのえた。母が亡くなったあとは妹をあつく育てた。

年少者の孝行伝には「時に万吉十一歳となん」(伊勢国町人万吉)、「わつかに十四歳はかりなるか父母によくつかへ」(陸奥国百姓倅惣吉)とことさら年齢が記されている例が見られる。また、「幼きものゝ孝養類なし」(出羽国町人娘きそ7歳)、「幼き者にはまれなり」(美作国肝煎娘とみ9歳)、「はたちにもたらぬ身にはいとかひかひしきはからひ」(陸奥国町人倅悦之助17歳)と若年にも拘わらず孝行したことが称えられる。

肥後国百姓惣助(80歳)は7升余の高しか持たなかったので、99歳の母親に米を食べさせるために「八十に及ひけれと労苦をいとハすして」番人の下仕の仕事に勤めた。備前国町

人母ぎん(63歳)は「己も腰かゝミて門に立出ぬる事もものう」い身でありながら姑の外出時に付き添ったことが称えられた。孝行者が高齢である場合年少者と同様に「時にきのか年六十七とそ聞えし」(越後国百姓妻きの)といったように年齢が強調される例がある。

孝行期間中孝行者が配偶者を有していたか否かについて、孝行者(21歳以上)の年齢層別に示したのが図4である。配偶者に関しては、有(健在、あるいは病気・障害)、死別、離縁、未婚、不明に分類した。「未婚」については、孝行伝から明らかにそうであると判断できるものに限った。配偶者の状況が明らかでない場合を「不明」とした。あるいは、孝行伝が短いために配偶者の有無を判断できない場合もこれに含めた。「不明」に分類したものの多くは孝行伝中に配偶者に関する記述が全く見られず、ひとりで孝行したようすが描かれているので、実際には未婚者が多かったと考えられるが、ここでは実態ではなく記述のし方に着目して「不明」に分類した。

図4-1によれば、男性孝行者全体の有配偶者率は4割程度に過ぎないが、未婚者も1割に満たず、その分不明者が4割近くにのぼる。それに対して図4-2によれば、女性孝

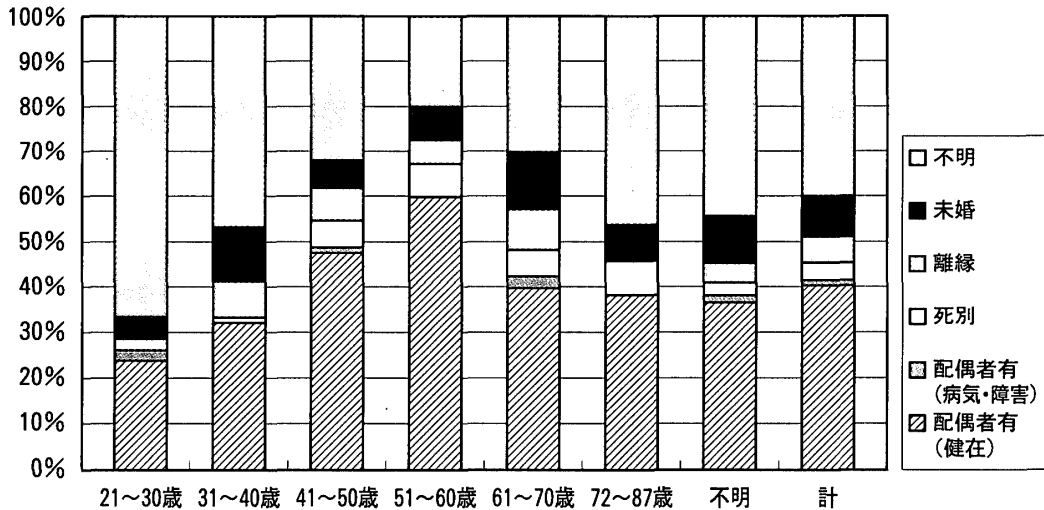


図4-1 年齢層別に見た配偶者の有無 (孝行者が男性の場合)

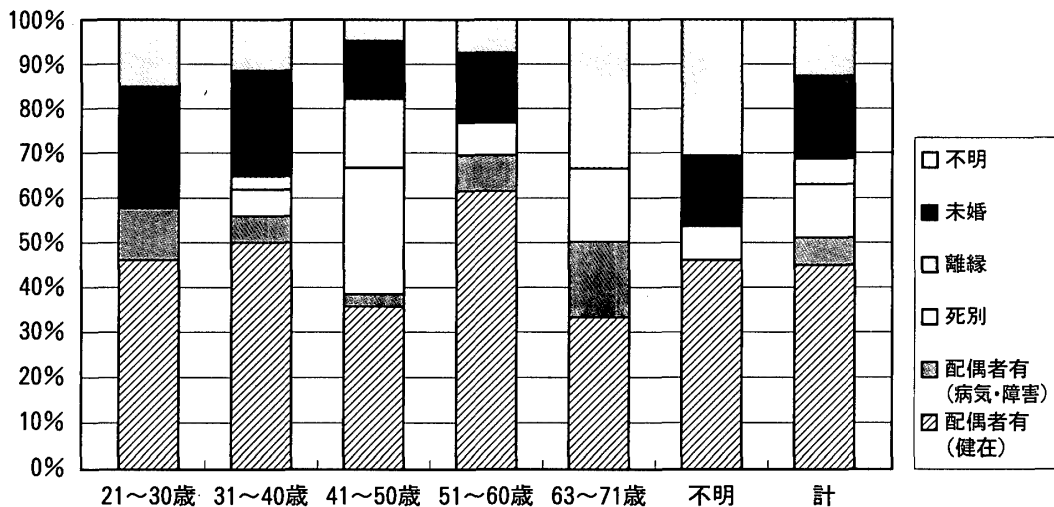


図4-2 年齢層別に見た配偶者の有無 (孝行者が女性の場合)

行者では「不明」がわずか13%で、これと未婚の約18%を除いた7割近くが一度は結婚したことが明らかである。しかし、既婚率が高くても男性に比べ配偶者が病気や障害を抱えている率や死別の割合が高くなっている。

年齢層別にみると、男性の場合には50代で最も有配偶者率が高いっぽうで、30代と60代で未婚率が、40代以降で死別率が比較的高くなっている。女性の場合には、50代で有配偶者率が最も高いのは男性と同じだが、20・30代の若い層で未婚率が高く、40代では死別・離縁の割合が高いのが目立つ。図3で孝行者は男女ともに30・40代が高い割合を占めていたが、未婚・死別率の高い年代と孝行期とが重なっていることがわかる。

表4でみるように有配偶者226名のうち6割近くにあたる131名は配偶者の協力を得ている。すでに柳谷慶子氏によって言われているように、「近世社会では夫婦が扶養介護を協力しあうことはごく一般的な姿」<sup>(15)</sup>であったといえるだろう。ただし、夫婦で協力するのはほとんどが夫側の両親への孝行であって、妻側の両親への孝行は事例が少ない。また、孝行者が男性で協力者が妻である場合には妻は表彰の対象からはずれる割合が高く、孝行者が女性の場合には夫も共に表彰される割合が高い。従って、夫婦は実際の協力者ではあっても、表面的協力者として現れるのは男性の割合が高いということになる。

表4 孝行の実際の協力者の有無

同一対象者への孝行者の数	被孝行者の数	孝行者性別	配偶者の有無 ( ( )内は内数)	配偶者の状況			兄弟姉妹の状況 (内数)			合計	
				共に孝行	病気障害	仕事で多忙	有	(内数)			
								共に孝行	死亡 病気 障害 幼少		嫁入 養子 奉公 別居
1	1	男	有 51 無 128	28			13		1 3	179	
		女	有 24 (嫁17) 無 34	3	5	7	1	4	14 5	58	
	2	男	有 50 (婿1) 無 90	23	2		22	2	4 1	140	
		女	有 18 (嫁16) 無 28	7	4	6	13		4 2	46	
	3以上	男	有 7 (婿1) 無 13	3			3			20	
		女	有 1 (嫁1) 無 2			1	3			3	
	2	1	男	有 21 無 19	15			10	8	3	40
			女	有 13 (嫁9) 無 8	13			8			21
		2	男	有 14 無 10	13			8	5		24
女			有 9 (嫁9) 無 6	9			10	10	2	15	
3以上		男	有 2 (婿1)	2						2	
		女	有 2 (嫁1)	2						2	
3以上		1~3	男	有 10 無 7	9			7	6	1	17
	女		有 4 (嫁4) 無 8	4			7	7	1	12	
	合計			131	11	14	242	76	39	26	579

表4は同一対象者に対する孝行者数を性別に見たものであるが、これによれば、配偶者および兄弟姉妹の実際の協力なくして単独で孝行した事例は、男性で224件（内訳は1名の対象者に対する例124件、対象者2名—87件、同3名以上—13名）、女性で64件（内訳は1名の対象者に対する例34件、対象者2名—28件、同3名以上—2件）となる。男性の53%、女性の約4割がひとりで孝行していることになり、男性のほうに割合が高い。これは、柳谷氏によって指摘されているように、親の養育について当主や跡取りの男性の責任が大きかったためであろう<sup>(16)</sup>。しかし、孝行伝では女性のほうがひとりであることを強調される例が多い。同じく単独での孝行とはいっても、女性の負担が大きい傾向にある。たとえば、次のようなものである。

安芸国百姓後家ははなは嫁いであら23年間舅姑によく仕え農事に励んできた。舅も夫も病氣、姑は老衰、舅の継母は80歳をこえているために歩行困難な状態、5人の女子はいずれも病氣や年少で家の助けにはならない。10人が暮らす家の中で、はな以外には働ける者がいなかったため、家族を養うため朝早くから夜まで田畑に出て働き、農作業の合間にしばしば家に帰り葉をすすめた。

常陸国百姓後家なを(40歳)も夫が病死した後、老いて起き伏しも叶わない盲目の舅、盲目の叔父、幼児など7人家族を「女の身一ツにて」養った。出羽国町人娘つる(33歳)も「一人の力にて五人のものをやしな」ったことが評価されている。女性は嫁という立場で孝行する事例が多いため、実家の兄弟姉妹の協力を得られない。従って夫が仕事で多忙であったり死亡した場合には、多くの家族を抱えてひとりで孝行せざるを得ない状況に陥る。

嫁という立場でなくとも、ともかく女性ならば「女の身を以て」(筑前国こや)、「女の身にはめつらかなり」(常陸国町人政右衛門妻)などと称えられることとなる。

以上のように、孝行者の置かれた状況として、貧困・障害、年少・高齢、奉公人、単独、女性などの要素が強調され、そのような困難な状況下で孝養したことが顕彰されている。

### 3 被孝行者の状況

孝行の困難度は、孝行者の置かれた状況によって異なると同時に、被孝行者の状況に大きく影響を受けるのは当然である。被孝行者の健康状態を、病氣・障害（以下「病氣」とする）、特に病氣なし、老、死亡後、看病中死亡、孝養中死亡に分類した。「老」は孝行伝に老いていることが書かれている事例中、病氣に関する記述のないものである。老いと病氣が併記されている場合には「病氣」に入れた。「死亡後」とは孝行伝に記された孝行が、親の死亡後におこなわれた場合をいう。従って孝行の内容は「先祖供養・父母の弔い」に限られる。「看病中死亡」とは病氣で死亡した場合、「孝養中死亡」とは、病氣だったわけではないが、あるいは病氣だったか否か生前の状態が不明だが、孝養を尽くしている間に死亡してしまった場合を指す。孝行伝に親の健康状態に関する記述がない場合や、伝文が短いために被孝行者の健康状態が判然としないものは「不明」とした。

被孝行者の健康状態を、孝行者からの視点で対象別にみたのが表5で、孝行者の年齢(表彰年齢)層別にみたのが図5である。図5では被孝行者を親に限っている。図5からは親の3割が病氣や障害を有していたことがわかり、「看病中死亡」をあわせると、半分以上が病氣であったことが明らかである。また、「老」や「孝養中死亡」のなかにも介護を要する人が多く含まれていたであろうから、孝行者の労苦が老身あるいは病身の親の世

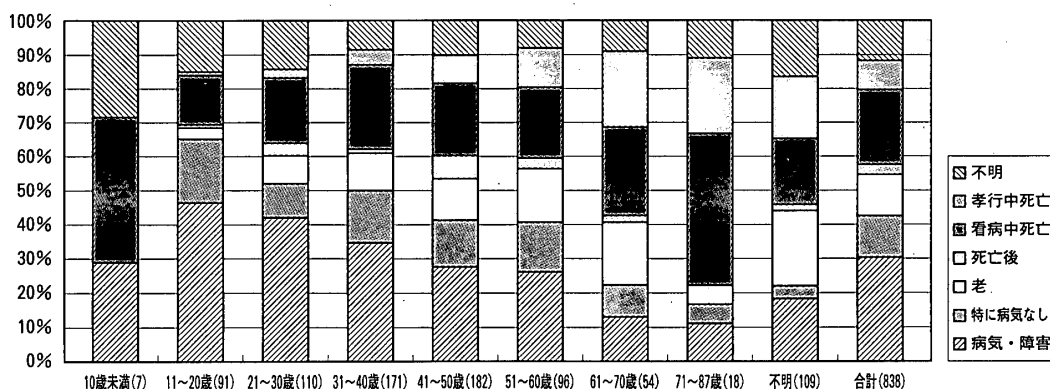


図5 孝行者の年齢層別にみた被孝行者の健康状態  
 註：( ) 内は被孝行者(親)の実数である。

表5 対象別にみた被孝行者の健康状態

被孝行者	父親の状態								母親の状態							
	病気・障害	特に病気なし	老	死亡後	孝行中死亡	看病中死亡	不明	病気・障害	特に病気なし	老	死亡後	孝行中死亡	看病中死亡	不明		
実	実父のみ	24	9	11	1	11	17	16				(34)				
	実母のみ				(84)				57	15	31	1	14	24	12	
	実父母	36	22	17	15	12	51	9	44	25	21	5	12	34	21	
義	義父のみ	10	1	3		1	2	1				(5)				
	義母のみ				(6)				15		5		2	2		
	義父母	7	10	3		1	7	3	11	7	2	1	2	5	3	
養	養父のみ	1	1	1		1	1	1				(1)				
	養母のみ				(8)				3	1	1			3	2	
	養父母	3	1	1		3	5		5	1	1			4	2	
継	継父のみ	1		1			1	1				(1)				
	継母のみ				(3)				4				1	1		
その他 組み合わせ	親2人	6		1		5	4		5	1	1		3	4	8	
	親3人以上	6			1	2	3	5	3	1		1	2	4	9	
	親と祖父母	8	2	1		2	4		4	6	2			6	5	
	祖父母のみ															
小計	102	46	39	17	38	95	36	151	57	64	8	36	86	63		
合計	373								465							
被孝行者	祖父母の状態								計							
	病気・障害	特に病気なし	老	死亡後	孝行中死亡	看病中死亡	不明	父親	母親	祖父母						
実	実父のみ							89								
	実母のみ								154							
	実父母							162	162							
義	義父のみ							18								
	義母のみ								24							
	義父母							31	31							
養	養父のみ							6								
	養母のみ								10							
	養父母							13	13							
継	継父のみ							4								
	継母のみ								6							
その他 組み合わせ	親2人							16	22							
	親3人以上							17	20							
	親と祖父母	7	1	9		2	3	4	17	23	26					
	祖父母のみ	2	2	2			2			8						
小計	9	3	11		2	5	4	373	465	34						
合計	34								872							

話をすることに費やされたであろうことがうかがえ、図1の結果と符合する。病気がなかったことが明らかで、老衰現象も記されていない事例は、1割程度に過ぎない。

表5によれば父親373名中、102名26.4%が「病氣」、95名25.6%が「看病中死亡」であるのに対して、母親は「病氣」33.3%、「看病中死亡」17.9%となっており、女性が長命であった傾向がうかがえる。また表5で、ひとりで孝行の対象になっている場合の父親の健康状態と複数の親が対象となっている場合での父親の状態を比較すると、ひとりの場合には「病氣」30.8%、「看病中死亡」17.9%で、複数の場合には「病氣」24.3%、「看病中死亡」29.3%となっている。同じく母親についてみると、一人の場合には「病氣」40.5%、「看病中死亡」14.9%、複数の場合には「病氣」27.5%、「看病中死亡」20.2%となる。複数を対象とする場合には貧困や人手不足などが原因で手厚い介護・看護ができないため死亡率が高くなっているものと考えられる。特にひとりで2名以上の対象者を養育せねばならない場合にはより困難な状況に陥ったであろう。単独で「病氣」あるいは「看病中死亡」の対象者2名に孝行した事例は65例に及ぶ<sup>(17)</sup>。

孝行者が年少であれば当然ながら対象者も若く、孝行者が老年ならば対象者も高齢となるが、被孝行者の健康状態はその年齢によって大きな違いはない。それを示したのが図5である。比較的事例数の多い10代から60代までをみると、孝行者の年齢が若いほど被孝行者が病氣や障害を有していた割合が高くなっている。しかし、孝行者の年齢が高くなるにつれて看病中に死亡する被孝行者の割合が増えているので、被孝行者が看病を要する状態にあることには変わらない。

障害のようすや病名が明らかな者は266名（父親117名・母親140名・祖父母9名）である。そのうち中風が83名（父親32名、母親47名、祖父母4名）で最も多く、次いで多病が21名となっている。そのほか眼病・痰の病・積の病・疝氣・痢病・狂疾などが比較的多い。盲目である被孝行者は56名（父親24名・母親27名・祖父母5名）である。柳谷氏により「東北の寒さと、きつい労働に伴う塩分の強い食事が中風患者を多く発生させた」<sup>(18)</sup>と言われているとおり、陸奥・出羽国で中風の割合が高い。

病状や身体の状態について記述されている者は235名（父親103名・母親130名・祖父母2名）である。そのうち歩行困難が92名、起き伏し困難が47名、手足不自由が45名、足腰の立たない者が16名、立居困難が15名、寝たきりあるいは臥していることが多い者が15名、身体不自由が4名である。これらのいずれかの症状に当てはまる者は220名（父親92名、母親126名、祖父母2名）に達する。これらは程度こそ違え、手厚い介護が必要な状態である。中風が多いことと関連しているのだろう。

被孝行者の性格についてみると、筋なきことを言う・短氣・腹悪・かたましき・短慮・酒好きなど批判的な表現を使う例が、孝行者25名の父親と同16名の母親に見られる。たとえばつぎのようなものである。

陸奥国無田百姓平右衛門妻(40歳)は、中風で手足不自由であるうえに気が強く短慮な姑によく仕えた。姑は思うようにいかなければ高声で嫁を叱り罵ったが、ひたすらにかしこまって逆らうことがなかった。日に数度姑を背負って屋敷内を歩く時に、姑は気に入らぬ事があると背中から嫁の耳をとり乳房をつかみ髪を抜いたが、少しも恨むことがなかった。兄が死んだ際に葬儀に出たいと姑に申し出たが、死んだ者のために病気の姑を見捨てて出かけるのかと咎められて止めた。数年の労苦で腰がまがって60歳のよう

に老けて見えたという。

先述したように、6割の孝行者が親に服従していたが、それらの中には上の例のようにひどい仕打ちをする親とじっとそれを堪え忍ぶ子という対照的な設定によってインパクトを与えようとする例が少なくない。その場合には「恨とする事なくよく堪しのひけり」（備後国甚七）と、堪えたことが称えられる。最初はひどかった親も子の孝心によって性格が変わり、自らの行為を悔むようになるという場合もある。

以上のように被孝行者の状況については、中風を患ったために起き伏しや歩行が困難で手厚い介護を必要とする、性格に問題があって孝行者につらくあたる、二親とも病気や障害を有している、といったような孝行者に大きな負担を強いる事例が強調され、それに堪えて孝養を尽したことが顕彰されている。

### おわりに

本稿では、『孝義録』孝行伝で、貧困、障害、年少・高齢、奉公人、独り身、女性などの社会的あるいは身体的なハンディを負いながらも、血縁非血縁に関わらず、手厚い介護を必要とする親や祖父母を、困難な状況にひたすら堪えて心を尽くして養育する、ということが称揚されていることを明らかにしてきた。孝行者と被孝行者のいずれの状況についても極端な事例を掲載することによって、徳行の内容を読む人にひととき印象づけることが『孝義録』のねらいだったといえるだろう。

そもそも表彰の段階から特異な事例が選ばれる傾向があったのではないだろうか。1992年8月23日付朝日新聞の記事に拠れば、茨城県東茨城郡のある町でかつて行われていた「孝子ほう賞」は、①父母の戒めをよく守り親につかえる態度がよい、②親の心をなぐさめることに努力し孝養をつくしている者などを対象としていたというが、選ぶ際には「孝」という人の心の持ち方の表れを第三者が順位付けるのは難しく、目で見えるものということで、導入当初から、病気の親をかかえているとか家計の状況が良くないなどが推薦や選ぶ際のカギになりがちだった」という。『孝義録』に収められた事例に関しても同様なことがいえるのではないだろうか。

孝行伝に登場する人びとの事例は、最初からさまざまな困難な状況にあり、それを克服して孝行したことが顕彰される理由になった。とすれば、一般の人びとにとって孝行伝の事例は称賛の対象とはなっても、自分とはかけ離れた他人事であって、目標や模範とは成り得なかったのではないだろうか。従って、『孝義録』刊行の目的が民衆教化にあったとしても、実際にその役割を果たすことはできなかっただろう。

### 註

- (1) 伊東多三郎氏は「百点以上の多数を数え得るであろう」と述べている。「近世道德史の一考察」、伊東多三郎編『国民生活史研究』5 生活と道德習俗、吉川弘文館、1985（1962第一刷）、p.256。
- (2) 菅野則子校訂『官刻孝義録』上・中・下巻、東京堂出版、1999。なお、同書の底本となった享和元年本には陸奥国の孝行者名簿（伝文をもつ者についてのみ）のうち利三郎から市郎右衛門までの8名分が欠けているので、文化五年本にて補った。

松平肥後守領分大沼郡高田村 百姓 利三郎 歳不知 元禄五年褒美

同領同所	利三郎弟	吉十郎	歳不知	同時褒美
同領大沼郡高田村	百姓	治右衛門	二十二歳	元禄五年褒美
同領若松城下南町分	百姓	安兵衛	歳不知	元禄九年褒美
同領河沼郡北田村	百姓	惣兵衛	歳不知	元禄十二年褒美
同領同所	惣兵衛弟	忠左衛門	歳不知	同時褒美
同領会津郡西城戸村	肝煎	武七郎	四十一歳	元禄十三年褒美
同領大沼郡本郷村	肝煎	市郎右衛門	五十九歳	宝永元年褒美

- (3) 山下武「江戸時代徳育資料の編集—孝義録の分析を中心として—」、『早稲田大学教育学部学術研究』12、1963、p.12。同「官刻孝義録」刊行の意義とその分析」、『江戸時代庶民教化政策の研究』、校倉書房、1969、p.310。
- (4) 菅野則子「十七・十八世紀の「孝」について—『官刻孝義録』にみる—」、『帝京史学』第12号、1997、p.78。菅野氏には『孝義録』を扱った研究に、「幕府権力と女性—『官刻孝義録』の分析から—」（菅野則子『村と改革』、三省堂、1992）、「養生と介護」（『日本の近世』15女性の近世、中央公論社、1993）、「江戸時代の孝行者—『孝義録』の世界」（吉川弘文館、1999）、「老」を捉える女と男の意識差」（桜井由幾・菅野則子・長野ひろ子編『ジェンダーで読み解く江戸時代』、三省堂、2001）、などがある。
- (5) 『新燕石十種』第六巻、中央公論社、1981、p.154～p.155。
- (6) 池上彰彦「後期江戸下層町人の生活」、西山松之助編『江戸町人の研究』二、吉川弘文館、1973、p.143～p.144。
- (7) 山下武、前掲註(3)、「江戸時代徳育資料の編集」、p.17。
- (8) 柳谷慶子「近世社会における介護役割と介護思想」、『総合女性史研究』第10号、1993。同「近世家族における扶養と介護—「仙台孝義録」の分析から—」（渡辺信夫編『近世日本の民衆文化と政治』、河出書房新社、1992）は「仙台孝義録」を分析。
- (9) 菅野則子氏による。前掲註(2)『官刻孝義録』下巻の付表「国別徳目別表彰事例件数」。伊東多三郎氏によれば8614名(前掲註(1))、山下武氏によれば8610名(前掲註(3))となる。
- (10) 前掲註(9)による。伊東多三郎氏によれば5527名(前掲註(1)論文)、山下武氏によれば5523名(前掲註(3))となる。
- (11) 組み合わせは以下のとおり。実父と義・養・継母のいずれか、義父と実母、継父と実母、実母と義・養母のいずれか。
- (12) 組み合わせは以下のとおり。実父母と義父・継母のいずれか、養父母と実父母のいずれか、義父母と実・継母のいずれか、実父母と養父母。
- (13) 菅野則子、前掲註(4)、『江戸時代の孝行者』、p.4。
- (14) 菅野則子、前掲註(4)、『江戸時代の孝行者』、p.18～p.19。
- (15) 柳谷慶子、前掲註(8)、「近世家族における扶養と介護」、p.131。
- (16) 柳谷慶子、前掲註(8)。
- (17) 両親とも「病氣」は20例、両親とも「看病中死亡」は21例、片親は「病氣」で残りの親が「看病中死亡」という事例は24例である。
- (18) 柳谷慶子、前掲註(8)、「近世家族における扶養と介護」、p.124。
- 付記 本稿は、大坪亮子氏(本学部2000年度卒業生)と浦川絹絵氏(同2002年度卒業生)との共同研究の成果である。